

駒ヶ根市新エネルギー推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、駒ヶ根市新エネルギー推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、駒ヶ根市における新エネルギーの利用を推進することにより、地球温暖化防止及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 駒ヶ根市地域新エネルギービジョン及び駒ヶ根市第2次環境基本計画の推進に関すること
- (2) 新エネルギーに関する情報、資料の収集
- (3) 新エネルギーに関する情報提供
- (4) 新エネルギーの普及啓発活動
- (5) 新エネルギー事業関係者の連携に関すること
- (6) その他本会の目的を達成するために必要なこと

(会員及び組織)

第4条 本会は、その目的に賛同する事業者及び団体等の代表者並びにその他会長が必要と認める者をもって組織する。

(入会)

第5条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出するものとする。会長は正当な理由がなければ入会を拒んではならない。

(退会)

第6条 会員は退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長 1人 副会長 若干名 常任委員 若干名 監事 2人

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 常任委員は、本会の運営について協議する。

4 監事は、会務及び会計を監査する。

(役員選出)

第9条 会長及び監事は構成員の中から選出し、副会長及び常任委員は会長が指名する。

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 補欠により就任をした役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

2 顧問は、会長の諮問に応じ会議に出席して意見を述べることができる。

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とし、必要の都度会長が召集する。

2 総会は、規約の改廃、事業計画、予算、決算及びその他重要事項を議決する。

3 役員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成し、総会に付議すべき事項を除き会務を議決する。

4 総会の議決を経るべき事項で、特に急を要するものに限り、会長は役員会に諮り処理することができる。

5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部)

第13条 本会に専門部を置くことができる。

2 専門部の部長及び副部长は、役員会において常任委員の中から互選し、部員は部長が指名する。

(会計)

第14条 本会の経費は、補助金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(事務局)

第15条 本会の事務局は、駒ヶ根市役所環境対策課に置く。

(補則)

第16条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年7月28日から施行する。